

「道路橋定期点検等業務」受託候補者の選定に関する公募要領

1 目的

この要領は、「一般財団法人ふくしま市町村支援機構（以下「支援機構」という。）」が福島県内の市町村から委託を受けた道路橋定期点検等業務の円滑な遂行を図るため、公募により当該業務に関する受託候補者を募集する際の手続きについて必要な事項を定める。

2 公募の概要

(1) 公募名

道路橋定期点検等業務の受託候補者の選定

(2) 公募内容

支援機構が福島県内の市町村から委託を受けた道路橋等に関する道路法第42条及び道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づき実施する道路橋の定期点検等業務（以下「道路橋定期点検等業務」という。）の受託候補者を募集するものである。

3 応募資格等

応募資格等の要件は、次の各号を全て満たすこととする。

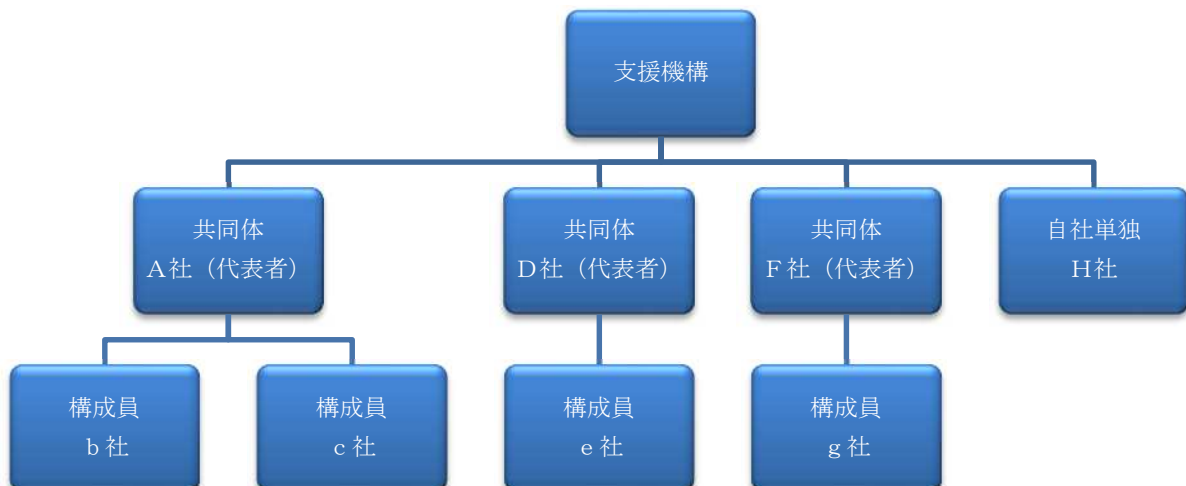
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中でないこと。
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)の登録部門の道路部門または鋼構造及びコンクリート部門に登録をしている者であること。
- (4) 福島県内に本店(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第4条2項における営業所の名称及び所在地)を有すること。
- (5) 過去3年間に国及び地方公共団体から、道路橋定期点検等の業務を受注した実績(業務担当者が近接目視を年間100橋以上かつ橋梁点検車による近接目視を年間10橋以上の実績とする。)があること。(元請けとして受託し下請けを使用した場合の実績は不可とし、下請けとしての実績は可とする。)
(実績等の確認ができる資料は、提出書類(様式4「業務担当者経歴書」)によるものとする。)
- (6) 再委託業務においては、業務担当者(道路橋点検士登録者、労働安全衛生法による技能講習修了者「高所作業車運転」(特別教育(作業床の高さ10m未満)可)、中型自動車免許(8t限定中型免許)以上のすべての資格を有する者)を3名以上、作業員を各2名以上、交通誘導員を3名以上配置できる者であること。
(資格の確認ができる資料は、提出書類(様式4「業務担当者経歴書」)によるものとする。)
- (7) 橋梁点検データ取りまとめ支援ソフトとして「長寿郎/BGバージョン3.02」および「同ソフトの支援機構システム改修版」を有する者、または近日中に有する見込みのある者

であること。

- (8) 当該業務を受託する場合は、自社単独または共同体（当該業務を共同連携して行うことを目的に2以上のものが構成員となって結成した共同体）とする。
- (9) 自社単独である場合は、(1)～(7)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- (10) 共同体である場合は、次の(ア)～(オ)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - (ア) 構成員の数が3を超えない者であること。
 - (イ) 代表構成員が(1)～(7)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。また、その他の構成員は(1)～(2)に掲げた要件を満たしている者であること。
 - (ウ) 共同体の運営については、必要な事項を定めた協定書を締結している者であること。
 - (エ) 構成員の分担業務が、業務内容により(ウ)の協定書において明らかな者であること。
 - (オ) 共同体においては、決定された代表者が(ウ)の協定書において明らかな者であること。

4 業務実施内容

- (1) 支援機構の業務
 - (ア) 点検・診断業務
 - (イ) 成果品取りまとめ
 - (ウ) データ管理
 - (エ) 技術指導
 - (オ) 技術講習・安全協議会の開催
- (2) 受託者の業務
 - (ア) 点検・予備診断業務
 - (イ) 構成員への技術指導
 - (ウ) 技術講習・安全協議会への参加
- (3) 業務実施体制
 - (ア) 現地点検においては必ず道路橋点検士がメンバーに含まれていること。
 - (イ) 共同体の成果物（データ含む）は、代表構成員の統一の様式で取りまとめるとともに、成果内容についても代表構成員の審査を経て提出するものとする。



業務実施体制イメージ図

5 応募手続等

(1) 事務担当

福島市中町7番17号

一般財団法人ふくしま市町村支援機構 土木技術部 構造保全課

電話番号 024-597-7063

ファクシミリ 024-522-5139

電子メール info2@fctc.or.jp

(2) 手続開始の公告等

手続開始については、一般財団法人ふくしま市町村支援機構ホームページ
(<https://www.fm-so.org>) に掲載する。

(3) 募集要領等の配布

① 配付方法

応募に必要な書類は、一般財団法人ふくしま市町村支援機構ホームページ
(<https://www.fm-so.org>) に掲載すると共に、5の(1)の場所において配布する。

② 配付期間

令和2年5月12日(火) から令和2年5月29日(金) まで(土曜日、日曜日及び祝日除く)
の9時から17時までとする。

6 不明な点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式1)の受付期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書(様式1)を用い、令和2年5月18日(月)17時までに、上記5の(1)に持参又は郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。郵送による場合は、受付期限内に必着とする。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和2年5月22日(金)までに、質問回答書(様式2)を一般財団法人ふくしま市町村支援機構ホームページ(<https://www.fm-so.org>)に掲載するとともに、同日以降、上記5の(1)の場所において配布する。

7 書類の提出について

(1) 書類の提出期限並びに提出場所及び方法

令和2年5月29日(金)17時までに、上記5の(1)に1部持参してください。提出時のヒアリング実施後に受理します。なお、上記提出期限以降における書類等の内容変更及び再提出は認めない。

(2) 書類の作成について

① 書類は、10 各種様式③～⑥により作成する。

② 自社単独の場合は、公募申請書(様式3)により作成すること。

③ 共同体の場合は、公募申請書(様式4-1)および公募申請書(様式4-2)により作成すること。

④ 業務担当者経歴書(様式4)の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務担当者実績については、各業務担当者が過去3年に各年の近接目視を100橋以上かつ橋梁点検車による近接目視を10橋以上、記載すること。

イ 業務担当者資格については、「道路橋点検士登録者」・「労働安全衛生法による技能講習修了者「高所作業車運転」（特別教育（作業床の高さ 10m 未満）可）」・「中型自動車免許（8 t 限定中型免許可）」の 3 資格を有する者

ウ 保有する資格の資格証等の写しを 1 部添付すること。

- ⑤ 自社単独または共同体の代表構成員については、履歴事項全部証明書および建設コンサルタント登録通知の写しを各 1 部添付すること。
- ⑥ 共同体においては協定書の写しを 1 部添付すること。

8 契約の相手方（受託者）の決定

契約の相手方は、次の各号の定めるところにより決定する。

- (1) 契約の相手方決定のための審査は「一般財団法人ふくしま市町村支援機構経理規程」第 28 条の 2 の規定に基づき、指名運営委員会において行い、契約の相手方として複数名を決定する。

- (2) 選定者とは、速やかに別記基本契約書を締結するとともに、おつて基本契約書第 3 条第 2 項に定める個別契約を随意契約により締結する。

なお、委託料の額は、基本契約締結後に選定者が提出する下記の橋長種別ごとの単価に係る見積書をもとに決定する

【 単価契約 】

① 定期点検：橋長 5 m 未満	1 橋当り
② 定期点検：橋長 5 m 以上 1 0 m 未満	1 橋当り
③ 定期点検：橋長 1 0 m 以上 1 5 m 未満	1 橋当り
④ 定期点検：橋長 1 5 m 以上 Co 橋（径間数、全幅員区分別）	1 橋当り
⑤ 定期点検：橋長 1 5 m 以上 鋼橋（径間数、全幅員区分別）	1 橋当り
⑥ 定期点検：トラス・アーチ 上路・中路（橋長区分別）	1 橋当り
⑦ 定期点検：トラス・アーチ 下路（橋長区分別）	1 橋当り
⑧ 定期点検：斜張・吊橋	1 橋当り

- (3) この手続きに参加した者が、9 (1) から (7) の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。

- (4) 上記 (2) の個別契約は、別記「委託契約書」による。

9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は失格とする。

- (1) 業務担当者経歴書が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 業務担当者経歴書が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 業務担当者経歴書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 業務担当者経歴書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 業務担当者経歴書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 構成員が、複数の共同体に参加しているもの。
- (7) その他、応募資格要件に適合しないもの。

10 各種様式

様式は以下のとおりとする。

- | | | |
|---|------------------|-------|
| ① | 質問書 | 様式1 |
| ② | 質問回答書 | 様式2 |
| ③ | 公募申請書（自社単独用） | 様式3 |
| ④ | 公募申請書（共同体代表構成員用） | 様式4-1 |
| ⑤ | 公募申請書（共同体構成員用） | 様式4-2 |
| ⑥ | 業務担当者経歴書 | 様式5 |